

小川町生活排水処理基本計画 概要版

1. 業務概要

(1) 業務の目的

埼玉県が今年度見直し予定の「埼玉県生活排水処理構想」に合わせ、小川町の生活排水処理施設整備構想の見直しを行う。都道府県構想のもととなる汚水処理施設整備構想策定に必要な図書を作成することを目的とする。

(2) 目標年度

令和 23 年度（基準年度：令和 6 年度）

(3) 本計画の目的

町内全域の住宅及び施設から排出される生活排水について、経済性や地域特性、町の財政状況等を踏まえて最適な汚水処理手法を検討し、処理区域と整備手法を定めるとともに、地域ごとの整備方針及び整備スケジュールを示し、効率的かつ持続可能な生活排水処理施設の整備を推進することを目的とする。

2. 検討結果

本町における生活排水処理施設の整備は、地域特性や経済性を踏まえ、公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の適切な役割分担により推進するものとする。各事業の整備方針は以下のとおり。

(1) 公共下水道（市野川流域関連公共下水道）

公共下水道の整備方針としては、令和 23 年度までに市街化区域を中心とした下水道整備を進め、市街化区域内の下水道未整備地区の解消を図る。

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業については、「奈良梨・上横田地区」「後伊地区」「新川地区」の整備がすべて完了している。また、令和 7 年 4 月には「奈良梨・上横田地区クリーン施設」の汚水処理機能を「新川地区水循環センター」へ統合している。さらに、「後伊地区クリーン施設」についても、将来的に汚水処理機能を「新川地区水循環センター」への統合を検討する予定である。

(3) 合併処理浄化槽事業(町整備推進)

過年度の検討結果から、市街化区域でも下水道による集約処理に比べて合併浄化槽による個別処理のほうが有利となった区域については、町整備による合併浄化槽整備を進める。

(4) 合併処理浄化槽事業(個人設置)

公共下水道及び農業集落排水事業の区域以外については、経済性、施工性及び事業の早期整備の観点から個別処理が有利であるため、合併処理浄化槽事業（個人設置）により整備を進める。あわせて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理の重要性について普及啓発を行う。

表-1 検討結果

計 画 名	生活排水処理基本計画 (今回計画)		生活排水処理基本計画 (前回計画、R2.12)	
	令和 23 年度		令和 7 年度	
目 標 年 度	令和 23 年度		令和 7 年度	
項 目	面 積 (ha)	人 口 (人)	面 積 (ha)	人 口 (人)
行 政 区 域 全 体	6,036	16,557	6,036	28,207
公 共 下 水 道 (市野川流域関連)	508	10,490	508	14,517
農 業 集 落 排 水 事 業	302	842	302	1,555
合 併 処 理 浄 化 槽 (市町村整備推進)	—	1,045	—	1,914
合 併 処 理 浄 化 槽 (個人設置)	—	4,180	—	10,221

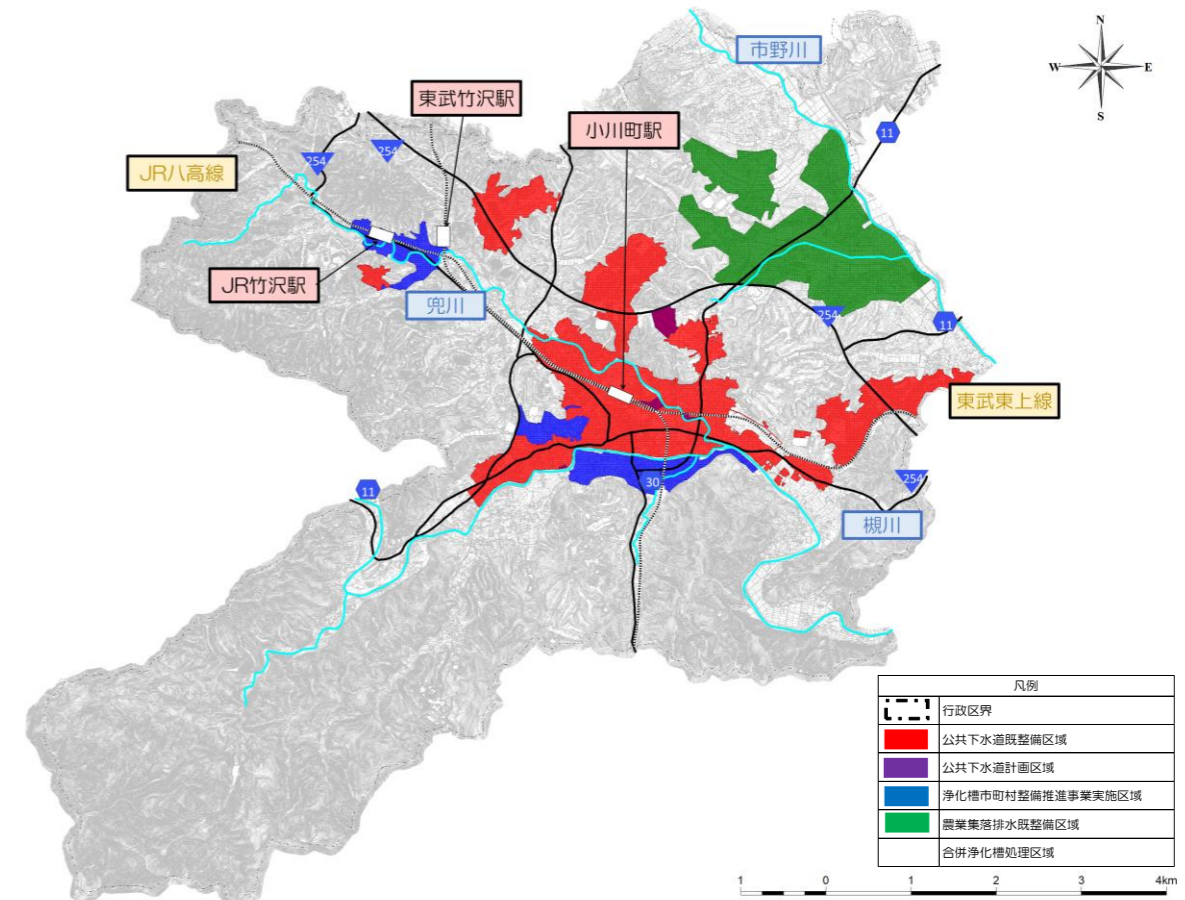


図-1 生活排水処理基本計画図